

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●妙高市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	保育園、こども園の入園申込と給付認定	https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/30.html		○	こども教育課	0255-74-0040	入園申し込み、給付認定ともに可能ですが、保護者は同一世帯のかたに限られます。
2	保育園、こども園への園児の送迎			○	こども教育課	0255-74-0040	パートナーシップ等に関わらず、保護者以外は事前届出により、園の確認を受ければ送迎することができます。
3	公営住宅への入居申込み		○		建設課	0255-74-0036	証明書等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たすことが必要です。
4	生活保護の申請			○	福祉介護課	0255-74-0061	同一の住居に居住し、生計も同一の場合には、同一世帯として認定の上、生活保護を適用
5	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免			○	市民税務課 (福祉介護課)	0255-74-0011 (0255-74-0015)	パートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、「障がい者と生計を一にする」ことを確認するために、福祉介護課が発行する「同一生計証明書」の提出が必要
6	犯罪被害者等の見舞金の申請について		○		環境生活課	0255-74-0032	

●妙高市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
7	罹災証明書の代理申請			○	市民税務課	0255-74-0012	
8	世帯員の住民票取得			○	市民税務課	0255-74-0009	同じ世帯の方であれば住民票を取得することができます。
9	住民票の続柄表記（縁故者）		○		市民税務課	0255-74-0009	同一世帯のパートナーの続柄を「縁故者」として変更することができます。